

港湾法（昭和二十五年第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、広島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成二十年四月十日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 港湾計画の変更の概要

平成十一年四月十五日付け広島県報によってその概要を公告した広島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 大規模地震対策施設計画

(一) 岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
五日市	一二	一	二四〇
出島	一〇	一	二八〇
出島	一四	一	三三〇
宇品	一〇	一	二八〇
海田	七・五	一	一三〇

既定計画の削除

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）
宇品	一〇	一	一七〇

(二) 緑地

地区名	面積（ヘクタール）
五日市	三三三
宇品	一〇

(三) 道路

名	称	起	点	終	点	車	線	数
臨港道路五日市線		五日市地区 公共埠頭		臨港道路 廿日市草津線				二〇四

臨港道路出島海田線	仁保地区	海田地区	四
臨港道路宇品臨港線	宇品海岸	宇品東	四
臨港道路宇品一号線	埠頭 リー及び旅客船 宇品地区フェ	広島南道路	二 〃 四
臨港道路出島二号線	出島地区 国際観光船埠頭	臨港道路 宇品一号線	二 〃 四
臨港道路出島一号線	出島地区 外貿埠頭	広島南道路	二
臨港道路廿日市草津線	廿日市地区	草津地区	四

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木局空港港湾部港湾企画整備課（広島市中区基町一〇番五二号）